

令和元年度（2019年度）荒尾市保育所・幼稚園・認定こども園等利用者負担額表（10月～）

教育標準時間認定(1号認定)の利用者負担基準表(市基準)

階層区分		利用者負担額(月額)
A	生活保護世帯等	0
B	市町村民税非課税世帯 (均等割のみ課税の世帯を含む)	0
C	市町村民税所得割課税額世帯 77,100円以下	0
D	市町村民税所得割課税額世帯 77,101円以上211,200円以下	0
E	市町村民税所得割課税額世帯 211,201円以上	0

<多子世帯の減免について>

3号認定は小学校就学前の範囲で数えて、2人目は半額、3人目以降は免除となります。なお、B階層は2人目から免除となります。

また、市町村民税の所得割課税額が57,700円未満の世帯については、子どもの年齢にかかわらず数えて、2人目、3人目以降の減免が適用されます。

<ひとり親世帯・在宅障がい者のいる世帯等の減免について>

上記の減免に加えて、市町村民税の所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯や在宅障がい者のいる世帯等については、減免措置があります。

<利用者負担額の決定における市町村民税の適用について>

市町村民税の適用について、4月から8月分までの利用者負担についてはH30年度、9月分から翌年3月分までの利用者負担についてはR元年度の市町村民税の額を適用します。

<熊本県多子世帯子育て支援事業について>

18歳未満の子どもを3人以上扶養する世帯で、第3子以降かつ3歳未満の子どもが保育所・幼稚園・認定こども園に入所した場合、保育料が免除となります。

保育認定(2・3号認定)の利用者負担額表(市基準)

階層区分		利用者負担額(月額)		
区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護世帯等	0	0	0
		0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0
		0	0	0
C	均等割の額のみ	13,400	0	0
		13,200	0	0
D1	市町村民税 所得割課税 世帯	48,600円未満	16,100	0
			15,900	0
D2		48,600円以上 63,900円未満	19,900	0
			19,600	0
D3		63,900円以上 75,900円未満	22,400	0
			22,100	0
D4		75,900円以上 97,000円未満	25,400	0
			25,000	0
D5		97,000円以上 110,700円未満	30,900	0
			30,400	0
D6		110,700円以上 138,900円未満	35,400	0
		34,800	0	
D7	138,900円以上 169,000円未満	37,200	0	
		36,600	0	
D8	169,000円以上 220,800円未満	38,500	0	
		37,900	0	
D9	220,800円以上 301,000円未満	40,200	0	
		39,600	0	
D10	301,000円以上 397,000円未満	43,500	0	
		42,800	0	
D11	397,000円以上	46,500	0	
		45,800	0	

※各階層の上段が保育標準時間認定、下段が保育短時間認定の利用者負担額